



4月1日から

水道料金を改定(値上げ)

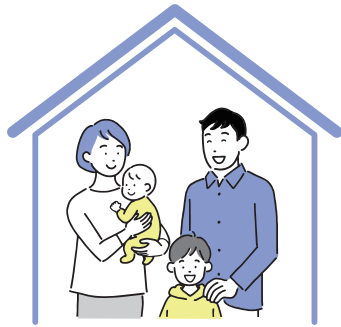


ホームページ

現在の水道料金は、業務の委託化などの経営努力を行い、平成14年に値上げ、平成22年に値下げして以降は料金を据え置いてきましたが、人口減少などの理由により値上げすることになりました。今号では料金改定の内容についてお知らせします。

問合せ 経営状況について…上下水道局総務課 ☎ 072-423-9591 FAX 072-423-4885
水道料金について…上下水道局料金課 ☎ 072-423-9593 FAX 072-423-4885

一般的な家庭の1カ月当たりの料金



現行料金

改定後1年目(経過措置)

改定後2年目以降(経過措置終了後)

2,673円 ▶ 2,926円 ▶ 3,157円

口径20mm・使用水量20m³/月(税込み)の場合

なぜ値上げするの？

1 施設の老朽化対策と耐震対策

水道管などの老朽化が進み、更新時期を迎えています。また耐震対策も必要で、これらの対策に多額の費用が必要です。

2 水道料金の収入減少

人口減少や節水機器の普及による水の使用量の減少傾向に伴い収入が減少し、来年度以降は赤字になる見込みです。

料金改定の内容

1 基本水量の廃止

基本水量とは、基本料金に含まれる一定の水量(現行では5m³)のことで、水道が普及していない時代、衛生的な水の使用を促進するため導入されました。普及率が100%となった現在、その役割を終えたと考えられるため廃止します。

2 家事共用・福祉施設用料金の廃止

家事共用・福祉施設用の料金を廃止し、一般用へ統合します。湯屋用・船舶用・臨時用は継続します(料金改定あり)。また、福祉施設用は統合による値上げ幅が大きいため、統合後は3年間の経過措置を実施します。

3 改定後料金

値上げは平均で18.9%程度となりますが、使用するメーターの口径や使用水量に応じて値上げ幅は異なります。

経過措置の実施

1年間は値上げ幅を概ね半分に^{おおよそ}する、経過措置を実施します。

一般用1カ月当たりの税込み金額の例

※()は現行料金との差額

メーター口径	使用水量	現行料金	1年目(経過措置あり)	2年目以降(経過措置終了後)
13mm	5m ³	638円	792円 (+154円)	935円 (+297円)
	20m ³	2,673円	2,926円 (+253円)	3,157円 (+484円)
20mm	30m ³	4,554円	4,884円 (+330円)	5,192円 (+638円)
	25m ³	4,004円	4,400円 (+396円)	4,785円 (+781円)
25mm	100m ³	22,638円	23,606円 (+968円)	24,563円 (+1,925円)
	100m ³	25,311円	26,730円 (+1,419円)	28,149円 (+2,838円)
40mm	500m ³	136,191円	140,690円 (+4,499円)	145,189円 (+8,998円)

4 改定後料金の適用時期

料金改定は4月1日実施ですが、改定後の料金適用開始は「6月分」(右図の赤斜線矢印)からです。

経過措置は6月分から来年5月分まで適用され、来年6月分から経過措置終了後の料金になります。

▼: 検針

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月		← 3月分	← 4月分	← 5月分	← 6月分	
奇数月			← 4月分	← 5月分	← 6月分	← 7月分
毎月			← 4月分	← 5月分	← 6月分	